

著作権法一部改正最新情報

県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当

1 はじめに

平成30年5月18日、著作権法の一部を改正する法律が成立した。私たち教育関係は、著作物を利用する機会が多く、児童生徒を指導する立場としても把握することが大切である。今回の改正を機に著作物の利用の仕方をしっかり見つめ直していただければと思う。

2 著作物の複製に関する基本事項として

改正部分に触れる前に、著作物の取扱いのうち、教員が授業や学校行事に取り組む上で一番関わるであろう「複製」について、以下の条件を確認してほしい。

〈著作権者の了解なしで利用できる条件〉

- (1) 営利を目的としない教育機関であること
- (2) 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
- (3) 本人（教員又は児童生徒）の授業で使用する
- (4) コピーは授業で必要な限度内の部数である
- (5) 既に公表された著作物であること
- (6) その著作物の種類や用途などから判断し、著作権者の利益を不当に害しないこと
- (7) 原則として著作物の題名・著作者名など「出所の明示」をすること

例えば市販の問題集のコピーをすることや市販のDVD映像をPCに取り込むことは、「著作権者の利益」を害する可能性があるため、法律違反になるのである。

3 今回の改正部分（教育関係）

教育の情報化が進む中で、ICTを活用した授業の質の向上のため、権利制限規定が整備された。概略を言えば、学校等の授業や予習・復習用に教師が他人の著作物を

用いて作成した教材をネットワークを通じて児童生徒の端末（タブレット等）に送信する行為が著作権者個別に許諾を得ることなく行えるようになる（ただし、教育機関が、文化庁長官の指定する補償金徴収分配団体へワンストップで補償金の支払いを行うことが必要）。許諾手続きの軽減により、今まで以上に既存の著作物を積極的に活用できるようになった。

しかし、同時に著作物の適正利用が求められており、今まで以上に注意すべき点も存在する。例えば、「引用」については、出所を明示すればよいわけではない。「複製」と同様、すでに公表された物であること、引用する必然性があること、カギ括弧等で引用部分が明確になっていることなどが条件に含まれる。また、児童生徒の作品（絵や作文等）も著作物であることを忘れてはならない。

4 まとめとして

ICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できない、という声が大きくなり、今回の著作権制度の見直しに繋がった部分もある。一方、新学習指導要領には知的財産権教育の充実も記されており、著作権よりも広い範囲について児童生徒への指導が求められるようになる。よって、私たちもまた、指導する立場として責任をもって著作権や知的財産権について学び、日常生活において児童生徒が著作物を正しく、上手に利用していくための知識を提供していくことが大切になってくることを添えておきたい。

平成30年2月からは「教育著作権検定」も始まった。関係のWebサイトもあるので、一度御覧になってはいかがだろうか。

小学校におけるプログラミング教育モデルプランの公開と 講師派遣等のお知らせ

県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当

1 はじめに

小学校におけるプログラミング教育のねらいは、「小学校学習指導要領解説 総則編」に述べられている。まとめて言えば、

- (1) プログラミング的思考を育むこと
- (2) プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと

- (3) プログラミングを体験することを通して各教科等で学ぶ知識・技能等を確実に身に付けさせること

の3つだと言える。(1)の「プログラミング的思考」とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」と定義されている。言い換えれば「コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力」である。

本センターカリキュラム開発部の平成29年度調査研究事業「小学校段階におけるプログラミング教育に関する指導法の研究」では、「どの学校でも、どの先生でも指導できるコンピュータを使ったプログラミング体験授業プラン作成」を目的に研究を進めた。そして、授業で活用できるコンテンツとして3つの「授業用プラン」と校内研修で活用できる「研修用プラン」を開発し、

千葉県総合教育センターのWebサイト(図1)に公開した。

3つの授業用プランには「発問入り指導案・提示資料(プレゼンテーションスライド)・ワークシート等」、研修用プランには「提示資料(ノート付プレゼンテーションスライド)・配布資料等」をパッケージにしてある。自動解凍ファイルとなっているので、ぜひダウンロードして活用していただきたい。



図1 総合教育センターのWebサイト

2 授業用プラン

(1) プラン1(2時間扱い)

「私たちの生活とコンピュータについて考えよう。」総合的な学習の時間(小3～小6)
※体験プログラミング教材【Hour of Code「古典的な迷路」】

目標：自分の暮らしとプログラムとの関係を考え、コンピュータでプログラミングを体験しながら、その特性や良さに気付くことができる。

第1時：身の回りにあるコンピュータを探し、自分たちの暮らしとコンピュータについて考えるとともに、Hour of Code「古典的な迷路」の基本的な操作を知る。

第2時：Hour of Code「古典的な迷路」を

ステージ 20 まで挑戦するとともに、体験を振り返り、プログラムの特性や効率的な処理の基本的な考えを知る。

(2) プラン2 (4 時間扱い)

「私たちの生活とコンピュータについて考えよう。」総合的な学習の時間 (小4～小6)

※体験プログラミング教材

【Hour of Code「古典的な迷路」】・【Scratch】

目標：自分の暮らしとプログラムとの関係を考え、コンピュータでプログラミングを体験しながら、その特性や良さに気付くことができる。(プラン1の第2時以降に、2時間分を増加したプラン)

第3時：キャラクターの動きを中心に、スクラッチ「Scratch」の基本的な操作方法を知る。

第4時：背景やキャラクターを中心に動く絵本を作り、鑑賞会を行うとともに、学習を振り返り、コンピュータと自分たちの生活との関係について考える。

(3) プラン3 (1 時間扱い)

「プログラミングでうごく絵本をつくらう。」図工 (小1～小3)

※体験プログラミング教材【Viscuit】

目標：コンピュータ (プログラム) の特徴を生かし、自分なりの発想でイメージした動く絵本を作ることができる。

第1時：「Viscuit」で「動く絵本作り」を体験し、プログラミングの基本に触れる。

※なお、体験プログラミング教材への教材 URL ショートカットのフォルダは、研修用プランに格納されている。

3 研修用プラン

プログラミングの経験がない教職員でも「学習指導要領にはどう書かれているか」、「プログラミング的思考とはどのような思考なのか」、「どんな教材を使ったらよいのか」等を体験しながら理解できるように作成してある。また、研修担当者が講師を務められるよう、パッケージには、研修用レジュメ・ノート付提示資料(図2)・事前事後アンケート・配布用資料等が入っている。

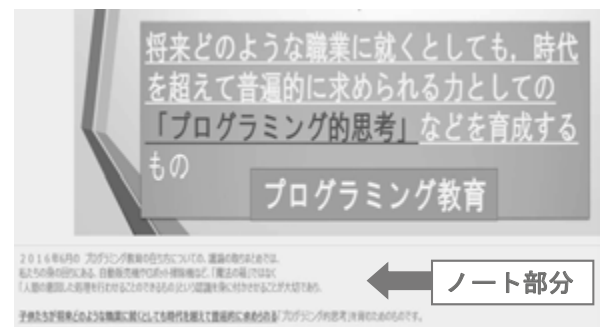


図2 ノート付提示資料



Webサイトに掲載しているリーフレット

4 講師派遣等のお知らせ

県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当では、2020年度の小学校学習指導要領完全実施に向け、どの学校でも、どの先生でも、子供たちにプログラミング教育ができるようにするために、「プログラミング教育」に関する研修会の実施を推奨している。教育事務所・市町村教育委員会主催による研修会等、講師派遣の希望がある場合には、本センターカリキュラム開発部メディア教育担当 043-212-7220(直通)へご相談いただきたい。

千葉県関係情報データベース「菜の花ライブラリー」のご案内

県立中央図書館

県立図書館は Web サイトで千葉県に関する情報データベース・デジタルアーカイブ「菜の花ライブラリー」を公開しています。

千葉県に関する調べ学習や授業等で、ぜひご利用ください。

から明治時代の古文書等の画像を検索・表示・ダウンロードできます。

(3)【千葉県関係人名索引】

県内の市町村史（東部地域）や郡誌に掲載された人名を検索できます。

(4)【調べ方案内（パスファインダー）】

県立図書館が作成した、千葉県に関する様々なテーマの調べ方を紹介しています。

2 菜の花ライブラリーの使い方

(1)検索の方法

トップページの検索窓（左の図参照）に、調べたい事柄のキーワードを入力すれば、デジタルアーカイブ、各種索引が一括で検索されます。複数の言葉で調べる時は「南総里見八犬伝□房総」のようにスペースで区切ってください。検索結果の画面では、左側に表示される刊行年、地域名などから絞りこみができます。

(2)デジタルアーカイブの使い方

デジタルアーカイブの詳細画面では「画像を見る」か「高精細」ボタンをクリックすると画像を大きく表示できます。「高精細」の画面からは画像データのダウンロードも可能です。



菜の花ライブラリートップページ

1 「菜の花ライブラリー」でできること

(1)【千葉県歴史関係雑誌記事索引／千葉県関係新聞雑誌記事索引】

県立図書館が所蔵している千葉県関係の新聞記事と、歴史関係の雑誌記事の検索ができます。（※見出しの検索が可能。記事本文を見るには、最寄りの図書館などにお尋ねください。）

(2)【デジタルアーカイブ】

千葉県関係の錦絵、古地図、江戸時代



デジタルアーカイブ詳細画面

平成 30 年度企画展「中山忠彦－永遠の美を求めて－」

県立美術館学芸課

県立美術館では、平成 30 年 11 月 3 日（土・祝）から平成 31 年 1 月 20 日（日）の会期で、企画展「中山忠彦－永遠の美を求めて－」を開催する。

千葉県市川市在住の中山忠彦^{なかやまだひこ}は、現代日本洋画壇を代表する画家の 1 人である。日展、白日会展を中心に活躍し、日本芸術院会員、日展理事長・顧問、白日会会長等を務め、気品あふれる女性美を追求した作品で知られる。本展では、中山忠彦の絵画作品 62 点、版画及び素描 12 点と、画家自身が収集しモチーフとしたドレス 6 着や帽子、扇子等も展示する。

中山忠彦は昭和 10 年（1935）福岡県小倉市（現・北九州市）に生まれる。昭和 26 年（1951）福岡日展で伊藤清永^{いとうきよなが}の絵を見て衝撃を受け、画家を志すようになり、昭和 28 年（1953）上京。母のいとこの縁からたどり着いた師が偶然にもこの伊藤清永で、伊藤絵画研究所に入門し、内弟子として約 4 年間指導を受ける。

昭和 29 年（1954）日展に《窓辺》を出品して入選。この時 19 歳と画家としてのデビューは早かった。さらに翌年白日会で船岡賞を受賞し、華々しい受賞が続いた。この、日展入選から結婚するまでの 10 年間は、裸婦像探究の時代であった。

昭和 38 年（1963）会津若松近辺を写生する途中のローカル線の中で妻となる良江と出会う。2 年後に結婚して以降、作風は一変し、妻をモデルとした着衣像を描くようになる。

昭和 47 年（1972）から昭和 57 年（1982）にかけての 4 回の欧州旅行で制作の転期が訪れる。アンティーク店等でドレスを購入するようになりドレス収集が本格化、着衣は

単なる着衣以上の意味を持ち始め、目の前の現実の忠実な再現ではなく、中山忠彦というフィルターを通した、普遍的な美の世界を描き出す。これは、画家・中山の「このように見た」という表明でもある。中山の作品を通して我々は、現実の中にかくも美が潜むことを教えられるのである。



しゅういりつぞう
《着衣立像》 2011 年

■ 展覧会情報

会 期：平成 30 年 11 月 3 日（土・祝）
～平成 31 年 1 月 20 日（日）

開館時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分

休 館 日：月曜日（月曜日が祝休日の場合は翌日）、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

入 場 料：一般 500 円、
高校・大学生 250 円

※詳細は下記問い合わせ先まで

■ 問い合わせ先

千葉県立美術館 千葉市中央区中央港 1-10-1

電 話：043-242-8311

U R L：http://www2.chiba-muse.or.jp/ART/